

越谷県土整備事務所物品銘柄選定検討委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 越谷県土整備事務所で購入又は賃借する物品について、その銘柄の選定を適正に行うため、物品管理要綱第3条第1項の規定に基づき越谷県土整備事務所物品銘柄選定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 この要綱は、検討委員会の設置及び運営に必要な事項を定める。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長1名、副委員長2名及び委員若干名をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

2 委員長は会務を統括し、委員長に事故があるときは、当該提出事案を担当する副所長でない副委員長がその職務を代行する。

(事務局)

第4条 検討委員会の事務局は、越谷県土整備事務所総務担当に置く。

(運営)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(物品銘柄指定理由書の提出)

第6条 物品を購入し、または賃貸するときで、その予算額が10万円以上である場合において、特定の一銘柄に限定するときは、物品銘柄指定理由書（様式1）を提出して検討委員会の意見を求めなければならない。

2 物品銘柄指定理由書の提出は、各担当部長が行うものとする。

(調査審議)

第7条 検討委員会は、前条の規定により提出された物品銘柄指定理由書について調査審議しなければならない。

2 検討委員会は、品質、性能、価格及び納品実績等について留意し、適正に物品の銘柄を選定するものとする。

(関係職員の出席)

第8条 検討委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(選定)

第9条 検討委員会は、調査審議の結果に基づいて、物品の銘柄を選定するものとする。

2 前項により銘柄を選定したときは、物品銘柄指定書（様式2）を作成し、物品銘柄指定理由書を提出し担当部長へ送付するものとする。

(秘密の保持等)

第10条 検討委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

第11条 事務局は、検討委員会を開催するごとにその議事録を作成し、5年間保存するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて検討委員会で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

委員長	所長
副委員長	副所長（2）
委員	施工監理主幹 用地部長 河川部長 道路環境部長 道路相談担当部長 総務担当課長

令和 年 月 日

越谷県土整備事務所物品銘柄選定検討委員会委員長 様

越谷県土整備事務所長
(担当)

物品銘柄指定理由書

1 品名	
2 購入等の目的	
3 銘柄指定物品のメーカー名、品番等	
4 数量	
5 執行予定額	
6 指定理由	(1) 調達に必要な条件(性能)又は規格 (2) 銘柄指定する理由
7 物品銘柄選定検討委員会の開催希望日	

物品銘柄指定書

令和 年 月 日

越谷県土整備事務所長 様

越谷県土整備事務所物品銘柄選定検討委員会委員長

次のとおり物品の銘柄を指定することが相当と認めます。

1	品名	
2	規格（品番等）	
3	製造業者名	
4	銘柄を指定した理由	
5 類 似 品	有・無	
	有の場合の規格等	
6	銘柄選定検討委員会開催日時	